

少 第 1 8 8 号
令 和 5 年 3 月 1 日

大阪府教育庁教育振興室高等学校課
大阪府教育庁教育振興室保健体育課
大阪府教育庁私学課
堺市教育委員会事務局学校教育部生徒指導課 様
国立大学法人大阪教育大学学術部附属学校課
東大阪市教育委員会事務局学校教育部高等学校課
岸和田市教育委員会事務局学校教育課

大阪府警察本部生活安全部
少年課 長

高等学校における非行防止教室等の申込及び実施先の変更について（連絡）

平素は、少年の健全育成に関して深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年の大阪府内における刑法犯少年の検挙・補導人員は、前年と比較して増加しており、以前は中学生が中心であった非行は、近年、高校生が中心となってきております。

また、SNS等に起因する犯罪被害に遭う少年の増加や大麻事犯の検挙人員は、統計データで確認できる平成2年以降最多となり、成人を含めた総検挙人員に占める少年の割合も全国最多であるなど、少年を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

つきましては、貴台の所管する高等学校に対し、非行防止・犯罪被害防止教室や、薬物乱用防止教室を積極的に実施していただきますよう周知をお願い致します。

なお、令和4年度までは同教室にあっては、管轄警察署少年係に申込みいただき実施していましたが、令和5年度からは当課所管の少年サポートセンター員が実施致しますので、別添のとおり、高等学校の所在地を担当する少年サポートセンターに申し込んでいただきますようお願い致します。

（連絡先 大阪府警察本部少年課 少年育成総括第二係 電話番号06-6943-1234 内線30773）